

同好会規程

制定 平成 25 年 9 月 17 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本山岳会東京多摩支部（以下「本支部」という。）における同好会の登録及び運営等を定めることにより、本支部会員が有意義なクラブライフを享受し、もって本支部の円滑な運営に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、同好会とは、本支部会員が本支部規約に定める事業に沿った多様な活動を通じて有意義なクラブライフを享受することを目的とする集まりで、かつ、幹事会の承認を経て所定の「東京多摩支部同好会登録台帳」に登録された会をいう。

(設立の申請及び審議)

第 3 条 同好会の設立を希望する者は、所定の申請書（別紙 1 同好会設立申請書）を用いて、幹事会に設立の申請をしなければならない。

2 幹事会は、申請内容について審議のうえ承認する。

(活 動)

第 4 条 同好会の活動は、その自主性に委ねるものとし、当該同好会は、活動により生ずる一切の責任を負う。

(運 営)

第 5 条 同好会は、代表者を定めるものとする。

2 同好会登録台帳の登録事項に変更が生じた場合は、速やかに総務委員会に届けなければならない。

3 同好会は、毎年 2 月の幹事会までに、当該年度の活動報告および名簿を所定の報告書（別紙 2 同好会活動報告書）を用いて総務委員会に提出しなければならない。

4 同好会は、総務委員会が主催する同好会連絡会等の会合に代表者又は代理人を出席させなければならない。

(施設等の利用)

第 6 条 同好会は本支部の規程および要領にしたがって、本支部の施設、設備、備品およびホームページ等を利用できる。

(解散および休会)

第 7 条 同好会が解散、休会するときは、速やかに総務委員会に届出なければならない。

2 幹事会は、同好会の活動が本支部の支部規約、規程および要領に違反することが明確なときは、一定の期間を定めて是正を指示出来る。当該同好会が当該期間内に活動を是正しないときは、幹事会は当該同好会の解散を命ずることができる。

(改 廃)

第 8 条 この規程の改廃は、幹事会で審議・決定する。

附 則

1 この規程は平成 25 年 10 月 1 日より施行する。